

令和 7 年度

蟹江町職員採用試験案内【保健師】
経験者採用

愛知県海部郡蟹江町

第 1 次試験日	令和 7 年 7 月 1 3 日（日）
申込期間	令和 7 年 5 月 1 日（木）から 6 月 2 日（月）まで
申込方法	あいち電子申請届出システムによる （事前に申込書及び受験票の作成が必要です。）

問い合わせ及び受験申込書請求・提出先

〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

蟹江町 総務部 総務課 職員係

電話 0567（95）1111
内線 124

1 試験区分・採用予定人員・受験資格等

採用予定人員	受 験 資 格	
	年 齢 ・ 学 歴 等	取得資格・履行科目
若干名	昭和56年4月2日以降に生まれた方	保健師の資格を有し、民間企業等において保健師としての就労経験が5年以上ある方

(1) 次に該当する方は受験できません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方
(以下はその主な内容です。)

- 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 民間企業等における保健師としての就労経験とは、同一の民間企業等に週あたり30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間を言います。ただし、休職及び休業していた期間は含みません(詳細は、「職務経験期間の計算方法について」を確認してください。)

2 試験場・試験の種類・内容等

第 1 次 試 験		第 2 次 試 験
試 験 場	種 類	試験場及び種類
蟹江中央公民館分館	職務能力試験 職務適応性検査 作文試験	第 1 次試験合格者のみ 後日通知します

第 1 次試験の種類及び内容は、次のとおりです。

職務能力試験 地方行政への関心と理解、文章を正確に理解し、
事務を円滑に遂行する能力、理論的に思考し、判
断する能力等を問う問題
〔択一式 60 問 解答時間 1 時間〕

職務適応性検査 公的部門の職員としての職務への適応性を性格傾
向の面から検査するものです。
〔150 問 解答時間 20 分〕

作文試験 題は、試験当日発表します。
〔解答時間 1 時間〕

3 試験日程

- (1) 第 1 次試験 令和 7 年 7 月 13 日（日）
試験時間 午前 9 時から午後 1 時頃まで
- (2) 第 2 次試験 令和 7 年 8 月中旬
(詳しい日程については、第 1 次試験合格者に通知します。)

4 受験手続

(1) 申込方法

インターネット（電子申請）により申込んでください。

インターネット（電子申請）による申込には次のものがが必要です。

- ・パソコン又はスマートフォン
- ・受験者本人のメールアドレス（パソコン又はスマートフォンのメールアドレス）

①利用者登録	「あいち電子申請・届出システム」にアクセスし、利用者登録をしてください。
↓	
②申込情報入力	試験申込画面から必要事項を入力し、「申込む」ボタンを押して、申込データを送信してください。
↓	
③受付完了	受付完了後にメールが送信されます。
↓	
④受験票郵送	受験票が郵送されます。
↓	
⑤受験票作成	顔写真の貼付等を行い、受験票を作成してください。 作成した受験票は、第1次試験当日に持参してください。

(2) 提出書類

① 採用試験申込書（蟹江町公式ウェブサイトから入手できます。）

② 受験票（蟹江町公式ウェブサイトから入手できます。）

③ 卒業証明書（原本）及び保健師の免許証の写し

④ 職歴証明書

※ ①及び②については、第1次試験申込時にあいち電子申請・届出システムにより提出してください。

※ ③については、第2次試験時に提出してください。

※ ④については、提出期限を改めてご連絡します。

なお、提出書類についてはお返しいたしません。

5 合格者の発表等

(1) 第1次試験

令和7年7月下旬に通知します。

(2) 第2次試験

令和7年9月中旬に通知します。

(3) 採用予定年月日

令和8年4月1日

6 合格の取消し

受験資格及び採用試験申込書記載事項を調査した結果、受験資格がない場合又は記載事項に不正がある場合には、合格が取り消されることがあります。

7 給 与

(1) 給 料

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

学 歴 区 分	大 学 卒
初 任 給	2 5 8 , 9 4 0 円 (地域手当含む)

(2) 扶養手当、通勤手当、住居手当などがそれぞれ条件に応じて支給されます。

(3) 期末手当が年 2 回 (6 月・12 月)、また勤務成績に応じて勤勉手当が年 2 回 (6 月・12 月) 支給されます。

(4) 町条例に基づき経験年数の加算があります。